

NHN株式会社

# 取締役会運営規定

制定 2013-08-01

改定 2014-12-16

2017-08-02

2019-07-02

2022-08-08

2024-11-11

2025-08-11

2026-02-11

**N H N**

# 第1章 総則

## 第1条（目的）

本規定は、NHN株式会社（以下「会社」という）取締役会の効率的な運営に必要な事項を定めることを目的とする。〈改定 2019.7.2〉

## 第2条（適用範囲）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定められたもの以外は、本規定の定めるところによるものとする。

## 第3条（職務と権限）

- ① 取締役会は、法令又は定款に定められた事項、株主総会により委任された事項、「会社」経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決議する。
- ② 取締役会は、取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 第2項の場合、取締役会は、各取締役が担当業務を執行するに当たって法令又は定款に違反したり、著しく不当な方法で処理するか、又は処理するおそれがある場合は、その取締役に対して関連資料の提出、調査及び説明を要求することができ、当該業務に対してその執行を中止又は変更するよう要求することができる。
- ④ 取締役会は、必要があると認めるときには、「会社」の費用において外部の専門家等に諮問を求めることができる。

## 第4条（取締役の義務）

- ① 取締役は、「会社」に対して善良な管理者の注意義務をもってその職務を遂行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会に出席し、案件を審議し、決議に参加しなければならない。
- ③ 取締役は、法令及び定款の規定を遵守し、「会社」及び株主のため忠実にその職務を遂行しなければならない。〈改定 2025.08.11〉
- ④ 取締役は、その職務を遂行するに当たり、総株主の利益を保護しなければならない。すべての株主の利益を公平に扱わなければならない。〔新設 2025.08.11〕
- ⑤ 取締役は、在任中はもちろん退任後であっても、職務上知り得た「会社」の営業秘密を漏らしてはならない。
- ⑥ 取締役は、取締役会の承認がなければ、自己又は第三者の計算において「会社」の事業の部類に属する取引を行ったり、同種の事業を目的とする他社の無限責任社員や取締役になることができない。
- ⑦ 取締役は、「会社」に著しい損害を与えるおそれのある事実を認めた場合は、直ちに監査にこれを報告しなければならない。

#### **第5条（独立取締役の活動支援）**

「会社」は、独立取締役の業務遂行のうえで必要と判断した場合、独立取締役に金融、会計、法律その他の分野において外部専門家の諮問を支援することができる。〔新設 2024.11.11〕 <改定 2026.02.11>

#### **第6条（運営規定）**

本運営規定の制定・改定は、取締役会の決議によるものとする。

## 第2章 構成

### 第7条（取締役）

取締役会は、定款第35条で定める取締役全員で構成する。

### 第8条（議長）

- ① 取締役会の議長は、取締役会にて選出する。
- ② 議長に事故があるときは、取締役会において定めた取締役がその職務を代行する。

### 第9条（事務局）

- ① 取締役会は、取締役会を効率的に運営するため、1つの関連部署をその部署の社内組織における名称の如何を問わず取締役会事務局に指定することができる。
- ② 事務局の組織長は取締役会幹事の役割を遂行する。
- ③ 幹事は、取締役会の運営実務を担当する職員数名を事務局に置くことができる。

## 第3章 会議

### 第10条（会議の種類）

- ① 取締役会は、定時取締役会及び臨時取締役会とする。
- ② 定時取締役会は、年間決算取締役会、実績発表取締役会、経営計画取締役会に分けて年に計5回を以下の時期に開催し、毎年最後の取締役会にて次年度の日程を確定する。
  1. 年間決算取締役会：毎事業年度終了後、当該決算期に関する株主総会日の6週間前
  2. 実績発表取締役会：年間決算取締役会を除き、四半期に一度実績発表の日程を考慮のうえ決定する
  3. 経営計画取締役会：毎年12月に適宜開催
- ③ 臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。

### 第11条（招集権者）

- ① 取締役会は、原則として議長が招集するものとし、本条第2項の後段又は第3項の後段に基づき議長ではない取締役が招集することができる。
- ② 各取締役は、第1項の招集権者に議案とその理由を明示して取締役会の招集を請求できるものとし、招集権者が正当な理由なく取締役会の招集を行わない場合は、取締役会の招集を請求した取締役が取締役会を招集することができる。
- ③ 監査委員会委員は、必要な場合、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を招集権者に提出し、取締役会の招集を請求することができるものとし、請求したにもかかわらず招集権者が遅滞なく取締役会を招集しないときは、その請求を行った監査委員会委員が取締役会を招集することができる。

### 第12条（招集手続）

取締役会を招集する取締役は、取締役会の開催時期及び場所、そして案件を明示し、会日の3日前までに各取締役に通知しなければならない。ただし、取締役全員の同意がある場合は、その限りでない。

### 第13条（決議方法）

- ① 関係法令及び定款により強化された決議要件の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、取締役5分の3の出席及び出席取締役の過半数をもって行うものとする。〈改定 2017.08.02〉
- ② 決議の種類は次の各号に従うものとする。
  1. 承認：原案のとおり可決する
  2. 修正承認：原案の内容について重要でない事項に一部修正を加え、承認する

3. 補完：原案の内容について重要な事項の補完を指示し、次期取締役会にて必ず再決議を行う
  4. 否決：原案の内容すべてについて否決するものであり、同一事業年度の実務取締役会には再付議できない
  5. 報告完了：報告事項の報告を完了する
- ③ 取締役会出席者のうち特定の人物に相当な利益をもたらす事案の決議時は、その利害当事者の議決権を制限する。
- ④ 取締役会は、必要があると認めるときは、付議案件に係る役員を取締役に出席させ、意見を求めることができる。

#### **第14条（議事録）**

- ① 「会社」は、取締役会に関する内容を一定の形式に従って記録（手書き及び電子文書、録音及び映像記録を含む）し、取締役会議長及び出席した取締役が署名又は記名捺印のうえ、取締役会が定めた安全な場所にこれを保管する。
- ② 取締役会議事録には、当日の会議案件に関する議論内容及びその参加者の意見を記録したうえで、最終議決結果を記録する。議決結果に対する反対意見があったときは、反対意見及びその発言者を議事録に記録する。

## 第4章 付議事項

### 第15条（付議事項の種類）

取締役会に付議する案件は、決議事項、報告事項、論議事項で構成される。

1. 決議事項：取締役会において審議を行い、承認、修正承認、補完、否決で決議する
2. 報告事項：取締役会に報告することをもって決議に代える
3. 論議事項：次期以降の会議に付議する事項として、あらかじめ議論が必要な場合に付議するものであり、決議を要しない

### 第16条（決議事項）

- ① 取締役会は、株主総会について関係法令に従い、次の各号に対して決議する。
  1. 株主総会の招集（商法第362条）
  2. 財務諸表及び営業報告書の承認（商法第447条、第447条の2第1項）
  3. 定款の変更（商法第433条）
  4. 資本の減少（商法第438条）
  5. 会社の解散、合併、分割合併、会社の継続（商法第517条、第522条、第530条の2、第519条）
  6. 会社の営業全部又は重要な一部の譲渡及び会社の営業に重大な影響を及ぼす他社の営業全部又は一部の譲受（商法第374条第1項第1号及び第3号）
  7. 営業全部の賃貸又は経営委任、他人と営業の損益全部をともにする契約、その他これに準ずる契約の締結や変更又は解約（商法第374条第1項第2号）
  8. 株式の額面未達発行（商法第417条）
  9. 取締役の会社に対する責任の免除（商法第400条）
  10. 現金、株式配当の決定（商法第462条、第462条の2）
  11. 株式買収選択権の付与（商法第340条の2、第542条の3）
  12. 株式買収選択権付与の取り消し（商法第340条の3第1項第5号）
  13. 取締役、監査の報酬（商法第388条、第415条）〈改定 2014.12.16〉
  14. その他株主総会に付議する議案
- ② 取締役会は、「会社」の経営活動について関係法令及び重要性に従い、次の各号に対して決議する。
  1. 年間経営計画及び修正経営計画の承認
  2. 新規事業の推進に関する意思決定
    - (ア) 重要新規事業の展開

- (イ) 国内外支法人の設立
- 3. 支店、事務所、事業所の設置、移転又は廃止（商法第393条第1項）
- 4. 簡易合併、簡易分割合併、小規模合併及び小規模分割合併の決定（商法第527条の2、第527条の3、第530条の11）
- 5. 吸収合併又は新設合併の報告（商法第526条第3項、第527条第4項）
- 6. 経営活動において重要な契約の締結又は解約
  - (ア) 最近事業年度における売上高（連結基準）の1000分の25以上を占める取引先との取引停止  
<改定 2022.08.08>
  - (イ) 最近事業年度における売上高（連結基準）の1000分の25以上の単一販売及び供給契約の締結又は解約  
<改定 2022.08.08>
  - (ウ) 事業運営において重要な技術の導入、移転、提携契約の締結又は解約
  - (エ) その他経営において重要な契約の締結又は解約
- 7. 重要な訴訟の提起
- 8. 内部会計管理規定の制定・改定
- ③ 取締役会は、「会社」の組織及び人事運営について関係法令及び重要性に従い、次の各号に対して決議する。
  - 1. 代表取締役の選任及び解任（商法第389条第1項）
  - 2. 役員を選任及び解任
  - 3. 役員に対する報酬の決定及び規定の制定・改定
  - 4. 共同代表取締役の決定（商法第389条第2項） <改定 2014.12.16>
  - 5. 支配人の選任及び解任（商法第393条第1項）
  - 6. 社内勤労福祉基金に対する出捐
- ④ 取締役会は、「会社」の投資活動について関係法令及び重要性に従い、次の各号の事項を審査のうえ決議する。
  - 1. 出資金額が100億ウォン以上の出資 <改定 2014.12.16>
  - 2. 持分の保有目的が次の各目のいずれかに該当し、その投資の結果として上場法人である被投資法人の全持分のうち100分の5以上の持分を保有することになる投資
    - (ア) 取締役及び監査委員会委員の選任・解任又は職務の停止
    - (イ) 取締役及び取締役会など、会社の機関に係る定款の変更
    - (ウ) 会社の資本金の変更
    - (エ) 会社の配当決定に対する影響

- (オ) 会社の合併（簡易合併及び小規模合併を含む）及び分割
  - (カ) 株式の包括的交換及び包括的移転
  - (キ) 営業の全部又は重要な一部の譲受、譲渡
  - (ク) 資産の全部又は重要な一部の処分、譲渡
  - (ケ) 営業の全部又は重要な一部の賃貸、経営委任、又は他人と営業の損益全部をともにする契約、その他これに準ずる契約の締結、変更又は解約
  - (コ) 会社の解散
3. 取得価額が最近事業年度末における「会社」資産総額（連結基準）の1000分の25以上に該当する有形資産の取得 <改定 2022.08.08>
  4. 取得価額が最近事業年度末における「会社」資産総額（連結基準）の1000分の25以上に該当する無形資産の取得及び無形の権利使用権の対価支給 <改定 2022.08.08>
- ⑤ 取締役会は、「会社」財産の処分について重要性に従い、次の各号の事項を審査のうえ決議する。
1. 第4項の決議により取得した資産の取得価額を基準として100分の50以上の処分。ただし、契約期間の満了など、取引相手と事前に協議したうえで適切に使用を終了した場合を除く
  2. 処分価額が100億ウォン以上の出資持分の処分 <改定 2014.12.16>
  3. 処分価額が最近事業年度における「会社」資産総額（連結基準）の1000分の25以上の有形・無形資産の処分 <改定 2022.08.08>
  4. 重要な財産に対する抵当権、質権の設定
- ⑥ 取締役会は、「会社」の財務構造に直接的・間接的に影響を与える次の各号の事項を、関係法令及び重要性に従い審査のうえ決議する。
1. 利益及び欠損の処分
  2. 新株の発行（商法第416条）
  3. 準備金の資本組み入れ（商法第461条第1項）
  4. 転換社債（商法第513条第2項）、新株引受権付社債（商法第516条の2第2項）の発行
  5. 自己株式の取得及び処分の決定（商法第341条、第342条、資本市場と金融投資業に関する法律第165条の3） <改定 2014.12.16>
  6. 自己株式の消却（商法第343条第1項の但し書き） <改定 2017.08.02>
  7. 株式の併合及び分割の決定
  8. 四半期配当の決定（資本市場と金融投資業に関する法律第165条の12）
  9. 中間配当のための株主名簿閉鎖の決定
  10. 株式の交換又は移転の決定
  11. 社債の発行（商法第469条） <改定 2014.12.16>

12. 資金の借入、貸付

(ア) 最近事業年度末における「会社」自己資本（連結基準）の1000分の50以上の資金借入  
<改定 2022.08.08>

(イ) 最近事業年度末における「会社」自己資本（連結基準）の1000分の25以上の資金貸付  
<改定 2022.08.08>

13. 債務に対する保証、担保の提供及び債権の放棄（債務の免除）、引受

(ア) 最近事業年度末における「会社」自己資本（連結基準）の1000分の25以上の金額に該当する債務に対する保証及び担保の提供<改定 2022.08.08>

(イ) 最近事業年度末における「会社」自己資本（連結基準）の1000分の25以上に該当する債権の放棄（債務の免除）又は引受<改定 2022.08.08>

⑦ 取締役会は、取締役及び取締役会について関係法令及び重要性に従い、次の各号の事項を審議のうえ決議する。

1. 取締役、監査委員会委員の選任及び解任（商法第382条、第385条、第409条、第415条、第542条の11）

2. 取締役会内における委員会の設置、運営及び廃止（商法第393条の2）

3. 取締役会内における委員会委員の選任及び解任（商法第393条の2）

4. 取締役会内における委員会の決議事項に対する再決議。ただし、監査委員会の決議についてはその限りでない。（商法第393条の2、第415条の2第6項）<改定 2014.12.16>

5. 取締役における競業承認（商法第397条）

6. 取締役における会社の機会及び資産利用の承認（商法第397条の2）

7. 取締役等と会社間の取引の承認（商法第398条）<改定 2014.12.16>

8. 取締役における他社の役員兼任（商法第397条）<改定 2014.12.16>

9. 取締役会運営規定及び委員会運営指針の制定・改定

10. 取締役会議長の選任

⑧ 取締役会は、その他法令又は定款に定められた事項、株主総会により委任された事項及び議長が必要と認めた事項について審議のうえ決議する。

⑨ 上記の決議事項の付議基準に満たない事案については代表取締役に委任するものとし、代表取締役は各事案の重要性を判断のうえ取締役会に付議することができる。

**第17条（報告事項）**

① 次の各号の事項は、各事案に関連する委員会の委員長が取締役会に報告しなければならない。

1. 取締役会内委員会に委任した事項の処理結果

2. 委員会運営規則により別に定めた期間の取締役会内委員会の活動経過
  3. 取締役が法令又は定款に違反する行為をするか、又はその行為をする恐れがあると監査委員会が認めた事項（商法第391条の2第2項、第415条の2第7項）
- ② 次の各号の事項は、関係部署長が取締役会に報告することをもって取締役会の決議に代える。
1. 四半期ごとの決算報告
  2. 内部会計管理制度の評価結果報告
  3. 法令による資産再評価の初回実施の決定及び最近事業年度末における「会社」資産総額（連結基準）の1000分の25以上の再評価差額が発生する資産再評価 <改定 2022.08.08>
  4. 従属会社の取締役会において決議した事項のうち「会社」に関連する事項
  5. その他経営において重要な業務執行に係る事項
- ③ 取締役会は、次の各号について取締役会で決議した事項の進行状況又は結果を、関係部署長自ら取締役会に報告するよう指示することができる。
1. 新規事業の推進
  2. 国内外支法人の設立
  3. 重要な契約の締結又は解約
  4. その他取締役会にて重要と判断した決議事項
- ④ 独立取締役は、「会社」の費用において外部の専門家等に諮問を求めた場合、諮問の背景、内容及び結果などを取締役会に報告しなければならない。[新設 2024.11.11] <改定 2026.02.11>
- ⑤ 上記の報告事項以外の類似した事案については代表取締役に委任するものとし、代表取締役は事案の重要性を判断のうえ取締役会に報告することができる。

## 第18条（決議の委任）

取締役会は、次の各号の事項を除き、その権限を委員会に委任することができる。

1. 株主総会の承認を要する事項の提案
2. 代表取締役の選任及び解任
3. 委員会の設置とその委員の選任及び解任
4. 定款で定める事項

## 第5章 委員会

### 第19条（委員会の種類）

- ① 定款第46条第1項の定めによって取締役会が必要と認める委員会は、関連法令に従い取締役会内委員会として置くことができる。
- ② 第1項の規定にもかかわらず、特段の専門性を要する場合、又は速やかな意思決定が必要な場合は、取締役会の決議をもって一時的に臨時委員会を運営することができる。

### 第20条（委員）

- ① 各委員会の委員は、当該分野に対する専門性を考慮し、取締役の中から取締役会の決議により選出する。
- ② 委員の任期は、取締役としての任期内で取締役会の決議により定める。

### 第21条（委員長）

- ① 各委員会の委員長は、当該分野に対する専門性、取締役の選任時期などを考慮し、各委員会の委員の中から当該委員会にて選出する。
- ② 委員長の任期は、取締役としての任期内で当該委員会の決議により定める。

### 第22条（委員会の幹事）

- ① 各委員会に対する業務関連性及び専門性を考慮のうえ「会社」役員の中から幹事を選ぶことができ、特段の定めがない場合、取締役会の幹事がその役割を遂行する。
- ② 委員会幹事は、取締役会幹事との密な協議のもと、委員会運営規則の制定・改定、会議日程の策定、会議の進行及び決議書・議事録の作成など、委員会運営に関する事務を遂行する。

### 第23条（委員会の会議）

- ① 委員会の招集手続、決議方法、議事録の作成など会議に関する諸般の事項については、委員会別の運営指針に従うものとし、運営指針は委員会の幹事が取締役会運営規定に準じて作成し、取締役会の決議により確定する。
- ② 委員会の事前審議事項のうち、事案が軽微であるか又は緊急を要するものについて、議長は委員会の事前審議を省略し直接取締役会に上程できるものとする。ただし、その理由が妥当でなければ、取締役会はその付議事項に対して委員会の事前審議を受けさせることができる。

#### **第24条（委員会の付議事項）**

委員会は、法令又は定款に定められた事項及び本規定第18条に基づき、取締役会が委任した事項について決議する。

#### **第25条（決議事項の通知及び取締役会の再決議）**

- ① 委員会は、決議事項を各取締役に通知しなければならない。
- ② 委員会の決議事項の通知を受けた取締役は、決議事項に異議があった場合、取締役会議長に取締役会の招集を要求でき、取締役会議長はこれに応じなければならず、取締役会は監査委員会を除く委員会が決議した事項について再度決議することができる。

#### **第26条（委員会に関する補則）**

本規定に明示されていない委員会運営の細部事項については各委員会の運営指針に従うものとする。

## 附則

本規定は2013年8月1日から施行する。

## 附則

本改定案は2014年12月16日から施行する。

## 附則

本改定案は2017年8月2日から施行する。

## 附則

本改定案は2019年7月2日から施行する。

## 附則

本改定案は2022年8月8日から施行する。

## 附則

本改定案は2024年11月11日から施行する。

## 附則

本改定案は2025年8月11日から施行する。

## 附則

本改定案は2026年7月23日から施行する。